

三重県感染症対策条例（仮称）中間案に対する意見募集結果

【対応区分】

反映する	条例案に意見や提案内容を反映させていただくもの
反映済み	意見や提案内容がすでに反映されているもの
参考にする	条例案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
反映又は参考に させていただく ことが難しい	県の考え方や施策の取組方向等と異なるもの 事業主体が県以外のもの 法令などで規定されており、県として実施できないもの
その他	（ から に該当しないもの）

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	何故、今回のような新型コロナをめぐる差別が三重県内で発生したのかを、県や市町、県民、事業者等で課題を共有し、その反省にたった上で、本条例を制定することになったことを前文に明記する必要がある。		本条例案については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の下に位置づける条例であることから、前文は設けないこととし、県の考え方については「1 目的」及び「3 基本理念」に規定しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
2	全般	過去の教訓から学んだことを踏まえ、前文として「差別解消」を前面に打ち出していきたい。		本条例案については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の下に位置づける条例であることから、前文は設けないこととし、県の考え方については「1 目的」及び「3 基本理念」に規定しています。
3	1 目的	「新型コロナウイルス感染症」という言葉自体は一般名詞であるので、他の法令のように「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」と定義しなくてもよいか。		本条例案で定める「新型コロナウイルス感染症」については、本条例制定時にまん延が確認されている新型コロナウイルス感染症(COVID-19)であることが明確なことから、定義は不要であると考えます。
4	2 定義	「感染症対策」については、他の項目にも複数見受けられることから、「県が実施する感染症に関する対策」とした方が良いのではないか。		本条例案に定める「感染症対策」については、県が講ずる感染症対策に限定されません。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
5	3 基本理念	(1)について、「県民、事業者、関係機関」が指している内容を規定した方が良いのではないか。		「県民」、「事業者」、「関係機関」については、各々の範囲を限定するものではなく広く対象としており、定義は不要と考えます。
6	3 基本理念	(1)について、「三重県への来訪者」に相当する表現を加えた方が良いのではないか。		ご意見をふまえ、来訪者についても含まれるように「等」を追加し、「国、県、市町、県民、事業者、関係機関等」と規定します。
7	3 基本理念	(1)について、「相互に連携協力し」を、「相互に情報共有と連携協力し」とした方が良いと考える。		「連携協力」の中に「情報共有」も含まれます。
8	4 県の責務	(1)について、県議会及び市町議会は「県、市町」の中で考えているのか。それとも「関係機関」として考えているのか。		県議会は県に含まれ、市町議会は市町に含まれます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
9	4 県の責務	(2) について、「5、8、9」の条文の中に「情報の提供」があることを考えると、「5 感染症に関する情報提供体制」を追記した方が良いと考える。		ご意見をふまえ、「4 県の責務」に「県は、情報の提供、教育活動及び啓発活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及を図るものとする」規定を追加します。
10	4 県の責務	ほとんどの医療機関では来院患者の減少による収入減少に陥っており、地域医療の崩壊が危惧される。県民が安心して受診できるには、医療機関の設備・環境整備が必要であることから一般医療機関へのサポートの記述をお願いしたい。		医療を提供する体制の確保に向けた財政措置については、「15 財政上の措置」に含んでいます。
11	4 県の責務	感染症に関する「差別解消に関する実施体制」を追加していただきたい。		ご意見をふまえ、「10 差別の禁止(4)」に「県は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずる」旨を規定します。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
12	4 県の責務	不当な差別、偏見、いじめ等についての相談先として、法務省の人権擁護機関や県人権センターが紹介されていますが、独立した相談窓口を設置する(相談体制を確保する)ようにお願いしたい。		県としては、相談に応ずる体制の確保は重要であると考えており、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	4 県の責務	「県は感染症、医療の専門家のみならず、経済、教育、福祉など幅広い専門家から意見を集め、対応を行う」という一文を入れては如何か。		ご意見をふまえ、「県は、感染症対策を講ずるに当たっては、必要に応じ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする」規定を追加します。
14	5 県民の役割	「県民は、感染症に関する正しい知識を持ち」を「県民は、県及び市町などの提供する感染症に関する情報から正しい情報を得て」とするほうが良いのではないか。		県の責務として「正しい知識の普及」を定め、平仄を合わせる形で県民の役割として「正しい知識を持ち」と定めており、当該規定には「正しい情報を得る」ことが含まれます。
15	5 県民の役割	「適切な感染症対策」を「自らも適切な感染症対策」としてはどうか。		県民の役割として定めていることから、ご意見の趣旨を含みます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
16	5 県民の役割	県民への押し付けにならないか。		本条においては、県民の役割を義務規定ではなく努力義務規定としており、感染症対策の実施に当たっては、県民の皆様にご理解いただけるように取り組んでまいります。
17	5 県民の役割 6 事業者の役割	努力規定以上の差別解消への取組を求める必要があるため位置付けていただきたい。		差別の禁止に関する内容については、「10 差別の禁止」において禁止規定として「何人も、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」旨定めており、「何人も」には県民や事業者も含まれます。
18	6 事業者の役割	事業者にはメディアも含まれるのか。含めるのであれば、「情報の取扱いに配慮し、」などの文言を追加してはどうか。		事業者には報道機関も含まれますが、「6 事業者の役割」は事業者における事業活動について規定するものであることから、ご意見にある「情報の取扱いへの配慮」については、情報を発信する県の役割として定めることとし、「9 情報の公表」に「県は、当該情報が及ぼす社会的な影響に配慮する」旨の規定を追加することとします。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
19	7 医療機関の役割	「医療機関」には診療所も含まれるのか。		「医療機関」には診療所も含まれます。
20	7 医療機関の役割	「感染症対策を講ずる」とは、「時間帯を分ける、診察場所を変える」等の広い意味か。		「感染症対策」には、ご意見のような感染症対策を含め、さまざまな対策が含まれるものと考えています。
21	7 医療機関の役割	各地域での医師会はどのように整理するのか。		地域の医師会については、「医療機関」には含まれませんが、「3 基本理念」に規定する「関係機関」に含まれるものとして連携協力していきます。
22	7 医療機関の役割	「県と連携協力し」を「県及び市町と連携協力し」としてはどうか。		「7 医療機関の役割」については、医療機関と県との連携協力について定めることとしており、市町と医療機関との連携協力については、「3 基本理念」において、「関係機関」の中に「医療機関」も含まれるものとして規定しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
23	7 医療機関の役割	<p>医療機関の役割を明確にするため、以下の記載にしてはどうか。</p> <p>「1 医療機関は、感染症が疑われる者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 医療機関は、当該医療機関における感染症の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力するよう努めるものとする。」</p>		<p>ご意見をふまえ、「7(1)」を「医療機関は、感染症の患者等に対し良質かつ適切な医療を行うとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとする」規定とし、新たに「7(2)」として「医療機関の管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする」規定を追加します。</p>
24	7 医療機関の役割	<p>医療機関の役割を条例で規定するのであれば、「感染症に係る医療を適切に提供する」というように、どのような医療を提供することが期待されるのかまで規定するべきではないか。</p>		<p>ご意見をふまえ、「感染症の患者等に対し良質かつ適切な医療を行う」規定を追加します。</p>
25	8 県と市町との協働	<p>(1)について、「感染症対策を実施するために必要な情報の提供」を「感染症対策を実施するために必要な情報の共有」と表現したほうが良いと考える。</p>		<p>(1)において県から市町への情報提供を定めるとともに、(2)において「県と連携協力し、感染症対策を講ずる」旨規定しており、当該規定には市町から県への情報提供を含んでいます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
26	8 県と市町との協働	(2)について、「その他の感染症対策」について、生活支援よりも消費喚起を重視されないか。		(2)に規定する「その他の感染症対策」には、消費喚起は含めていません。
27	8 県と市町との協働	(1)については、「4 県の責務」と内容が重複しているので、「県は、市町が感染症対策を実施するために必要な情報の提供及び助言を行うものとしします。」としてはどうか。 その場合、(1)と(2)を入れ替え、見出しを「8 市町の役割等」としてはどうか。		「8 県と市町との協働」については、県と市町との協働が重要であることから、協働において県が果たす役割を(1)に、市町が果たす役割を(2)に規定することとしており、文言は変更しないこととします。
28	8 県と市町との協働	(2)の「生活支援」について、何の生活支援か不明確なので、もし患者の生活支援なのであれば、「患者の生活支援」としてはどうか。		本条例案における「生活支援」については、対象を患者に限定するものではなく、患者の家族なども含め幅広く対象になりうることから、対象を限定せずに規定することとしています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
29	3 基本理念(2) 9 情報の公表	情報の公表に関して、「職業の公表」を中止されたい。		<p>県としては、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、感染症に関する県民の不安の払拭、感染症の患者や医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為の防止を図るため、個人情報保護への留意及び社会的な影響への配慮のもと、感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表することとしています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
30	3 基本理念 9 情報の公表	「3基本理念(2)」において、「感染症対策は、感染症の患者、医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為は許されないものであるとの認識の下に、これらの者の人権を尊重しつつ推進されなければならない。」とされているが、真偽不明な情報がネット上に錯綜しており、このような書き込み等への対応や県の公表内容等も含めて、県の考える適切な情報公表とは如何なる内容を指すのか。		公表すべき情報の内容については、感染症の発生及びまん延の状況等により異なることから、状況に応じて適切な内容を判断していきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
31	9 情報の公表	<p>県民の不安払拭というのは、個人の感覚の尺度であり、際限がなく、こういった表現を記載すべきではない。県が行う情報の公表の目的は、まん延防止であり、決して、県民の不安の払拭ではないと思う。</p>		<p>感染症に関する情報が十分に届かないことなどにより、県民に不安が生じるおそれがあります。</p> <p>県としては、県民の不安を払拭することが適切な感染防止対策につながると考えることから、文言の変更は行わないこととします。</p>
32	9 情報の公表 11 感染を防止するための協力の求め	<p>政府や地方の発表する内容にも疑問に感じるものが多数あったことから、9について「(県をお願いすることについて)要請があればその根拠を提示する」を追加し、11について「(感染症を阻止するための)要請を行う場合には、その根拠を明示する」を追加しては如何か。</p>		<p>ご意見をふまえ、「11 感染を防止するための協力の求め(2)」を「県は、(1)の協力を求めるに当たっては、当該協力を求める者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにしなければならない」規定とします。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
33	10 差別の禁止	罰則規定を設け、一罰百戒で刑事罰として把握できたものは、三重県警へ告発できるようにすべきである。		<p>本条例案においては、差別の禁止を規定していますが、罰則は設けず、犯罪行為に該当するような差別的行為等については、警察へ通報するなど適切に対応します。</p> <p>また、相談に対応する体制を確保するとともに、その他の必要な対策を実施していきます。</p>
34	10 差別の禁止	大賛成である。		
35	10 差別の禁止	「(5) 県は、差別やその他の権利利益の侵害行為を受けた県民に対して、支援を行うよう努めるものとします。」を追記してはどうか。		<p>ご意見をふまえ、「10 差別の禁止(4)」に「県は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずる」旨を規定します。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
36	10 差別の禁止	(2)について、寄与しない業務であると判断された場合には従事者を差別しても良いのか。		本条例案においては、(2)において「医療従事者又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者」に対する差別等を禁止し、(3)において(1)及び(2)に規定する者のほか「いかなる団体又は個人」に対しても差別等を禁止しています。
37	10 差別の禁止	(4)について、「知識の普及」のみでいいのか。		ご意見をふまえ、「10 差別の禁止(4)」に「県は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずる」旨を規定します。
38	10 差別の禁止	(4)について、「感染症及び感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題」を「感染症並びに感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題」としてはどうか。		ご意見をふまえ、「感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題」については「10 差別の禁止」に規定し、「感染症」については「4 県の責務(3)」に規定します。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
39	10 差別の禁止	<p>罰則規定のない理念法では、個人のモラルに委ねられる可能性が高いと考えられることから、一定の抑止効果を設ける、あるいは救済規定を設けるなどの対策をお願いしたい。</p>		<p>ご意見をふまえ、「10 差別の禁止(4)」に「県は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずる」旨を規定します。</p> <p>「その他の必要な対策」には、インターネット上の差別表現等の早期発見・削除要請の実施や、法務局等の救済につながる相談窓口との連携などが含まれます。</p>
40	11 感染を防止するための協力の求め	<p>(1)について、「県民、事業者、学校の設置者その他の公私の団体又は個人に対し」を「市町、県民、事業者、学校の設置者、その他の団体又は個人に対し」としてはどうか。</p>		<p>「公私の団体」には市町や地方独立行政法人なども含まれており、「公私の団体」の例示として、「事業者」や「学校の設置者」を規定することとしています。</p> <p>また、市町に求める役割については「8 県と市町との協働」において規定しており、県と市町が連携協力して感染症対策を講ずることとしています。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
41	11 感染を防止するための協力の求め	恣意的な運用が起こらないよう、「求めることができる」ではなく「求めなければならない」に修正されたい。		<p>協力を求めるに当たっては、一定の考え方のもと一律に求め、恣意的な運用を行うことはありません。</p> <p>また、協力の求めについては、必ず求めるものではなく、感染症の発生及びまん延の状況を勘案して必要があると認めるときに求めることとしています。</p>
42	12 物資及び資材の確保	物資の確保を県民に求めると、収集（買占め）や再販（横流し）が懸念されるため、条文の後に「また県民は、県、市町、及び関係機関の要請がある時は、その方法ごとに感染症対策の実施に必要な物資及び資材の供給に協力するよう努めるものとしします。」として県、市町からの直接的な供給依頼をして頂く文言の方が良いと思う。		<p>本条例案においては、県、市町、県民、事業者、関係機関等の各々において物資及び資材を確保することに加え、必要な物資及び資材が不足する場合には互いに融通するなどして相互に協力することを定めており、「相互に協力する」の中には買占めの制限なども含まれます。</p>
43	12 物資及び資材の確保	「物資及び資材の供給に関し」について、「当該物資及び資材の供給に関し」又は「それらの物資及び資材の供給に関し」としてはどうか。		<p>ご意見をふまえ文言を変更し、「感染症対策の実施に必要な物資及び資材を確保するとともに、相互に協力するよう努める」規定とします。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
44	13 人材の養成及び資質の向上	(2)として、「県は、(1)に掲げる人材養成、及び、資質の向上に当たって、性別や年齢による差別を行ってはならないものとします。」と追記されたい。		本条例案においては、感染症対策を推進するために必要な人材の養成や資質の向上を県が図ることを規定するものであり、実施にあたって性別や年齢による差別が行われることはありません。
45	13 人材の養成及び資質の向上	「人材養成及び資質の向上」について、「人材の養成及び資質の向上」あるいは「人材養成等」としてはどうか。		ご意見をふまえ、「人材の養成及び資質の向上」とします。
46	14 新たな知見及び情報通信技術等の活用	「新たな知見」というよりも「科学的な知見を十分に吟味したうえで活用し」とした方が良いのではないか。		新たな知見の活用を含めた感染症対策については、学識経験者の意見を聴くなどして内容を十分に精査した上で講ずることが重要であることから、ご意見をふまえ、「4 県の責務」に(4)として、「県は、感染症対策を講ずるに当たっては、必要に応じ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする」規定を追加します。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
47	14 新たな知見及び情報通信技術等の活用	「新たな知見」の前提として、「情報収集に努める」旨の一言があってもよいのではないか。		ご意見をふまえ、「知見の収集及び活用」と規定します。
48	15 財政上の措置	感染症に対して積極的に取り組む姿勢を表すために、「財政上の措置を講ずるよう努めるもの」とします。」を「財政上の措置を積極的に講じます。」とし表現を明確にされたい。		「財政上の措置」をどのように講ずるかについては、感染症が及ぼす社会経済活動への影響度合いを見ながら、柔軟かつ機動的に対応することとしており、文言の変更は不要であると考えます。
49	4 県の責務 15 財政上の措置	感染症対策を十分にできる財源があるのか。		「15 財政上の措置」については、感染症対策を推進する上で必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを位置づけることにより、対策の実効性を高めることを目的に規定したものです。 感染症対策に必要な財源については、感染症が及ぼす社会経済活動への影響度合いを見ながら、柔軟かつ機動的に対応してまいります。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
50	5 県民の役割 6 事業者の役割 9 情報の公表 11 感染を防止するための協力の求め 14 新たな知見及び情報通信技術等の活用	<p>条例制定後の運用についての意見であるが、事業者がどれだけ努力しても感染を防げないため、県民ひとりひとりに対して「感染を防止するための協力」の具体的な啓発がもっと届くようにと思う。</p>		<p>本条例案においては、県民に求める役割を「5 県民の役割」に定めるとともに、県が啓発活動等を通じて感染症に関する正しい知識の普及を図ることを「4 県の責務」において規定し、感染症対策を推進することとしています。</p> <p>いただいたご意見については、条例制定後の運用に関するご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
51	全般	<p>語尾が丁寧調となっているが、条例に相応しい表現があるのではないか。</p>		<p>条例案として三重県議会に提出する際には条文としての用語になります。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
52	全般	<p>修学旅行などの学校行事について、学校によって開催の判断に差がある。感染症に気を付けなくてはならないことから、現場任せではなく県民を守る感染症対策をお願いします。</p>		<p>修学旅行については、当面の措置として取り止める場合においても、その教育的意義等に鑑み、中止ではなく延期扱いとすることを県立学校に依頼しました。実施にあたっては、訪問地の感染状況等を見据えながら、各学校等で慎重に検討することとしています。</p> <p>また、運動会等の学校行事については、活動内容の見直しや規模の縮小などの工夫を行っています。</p> <p>今後も、新型コロナウイルスを含めた感染症の拡大時における学校行事について、各学校がそれぞれの状況に応じて適切に判断できるよう、実施する際の配慮事項など必要な情報提供を行います。</p>
53	全般	<p>差別の実態把握に関する条文を明記いただきたい。</p>		<p>本条例案に規定する感染症対策を講ずるに当たっては、状況を把握した上で取り組むことが重要であると考えており、いただいたご意見については、対策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
54	全般	差別の解消を進めるにあたり、推進計画の策定を明記していただきたい。		<p>本条例案については、「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」及び「特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）」の下に位置づけるものであり、感染症法に基づき予防計画を、特措法に基づき県行動計画を策定しています。</p> <p>この二つの計画において、人権の尊重を掲げており、関係部局が連携して両計画に基づく取組を進めてまいります。</p>
55	全般	差別や人権侵害を受けた人たちの被害相談の実施を明記していただきたい。		<p>ご意見をふまえ「10 差別の禁止(4)」に「県は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずる」旨を規定します。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
56	全般	<p>侵害された権利を回復するための救済について明記していただきたい。</p>		<p>ご意見をふまえ「10 差別の禁止(4)」に「県は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずる」旨を規定します。</p> <p>「その他の必要な対策」には、インターネット上の差別表現等の早期発見・削除要請の実施や、法務局等の救済につながる相談窓口との連携などが含まれます。</p>
57	全般	<p>差別が発生した際に問題解決を迅速に図る必要があるため、差別解消審議会(仮称)の設置を明記していただきたい。</p>		<p>本条例案において、ご意見にある「差別解消審議会(仮称)の設置」を規定することは想定していませんが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
58	全般	<p>差別が発生した際の段階的な是正措置について明記していただきたい。</p>		<p>本条例案において、ご意見にある「差別が発生した際の段階的な是正措置」を規定することは想定していませんが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>